

府中市公有財産審査委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 4 月 25 日

府中市長 高野 律 雄

府中市規則第 24 号

府中市公有財産審査委員会規則の一部を改正する規則

府中市公有財産審査委員会規則（昭和 39 年 10 月府中市規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第 3 条 委員会は、委員 <u>11 人</u> をもつて組織する。</p> <p>2 委員は、総務管理部に関する事務を所掌する副市長、政策経営部長、<u>総務管理部財産担当参事</u>、市民部長、生活環境部長、文化スポーツ部長、<u>福祉保健部長</u>、<u>子ども家庭部長</u>、都市整備部長、総務管理部財産活用課長及び市民部資産税課長の職にある者をもつて充てる。</p> <p>3 省 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第 3 条 委員会は、委員 <u>10 人</u> をもつて組織する。</p> <p>2 委員は、総務管理部に関する事務を所掌する副市長、政策経営部長、<u>総務管理部長</u>、市民部長、生活環境部長、文化スポーツ部長、<u>福祉保健部長</u>、都市整備部長、総務管理部財産活用課長及び市民部資産税課長の職にある者をもつて充てる。</p> <p>3 省 略</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。